

## 第5章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

市及び防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、次に掲げる事務又は業務について総合的かつ計画的に防災対策を実施することにより、災害に対する危機管理機能の向上に努めなければならない。

### 1 豊中市

災害予防、災害応急対策、災害復旧に関し、次に掲げる事項の実施、並びに必要な指示及び勧告に関すること

#### (1) 災害予防

- ア 防災組織の整備に関すること
- イ 防災訓練に関すること
- ウ 防災に係る物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること
- エ 防災に係る施設及び設備の整備及び点検に関すること
- オ その他災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関すること

#### (2) 災害応急対策

- ア 災害予警報等の伝達及び避難の勧告又は指示に関すること
- イ 消防、水防、その他の応急措置に関すること
- ウ 被災者の救難、救助、その他保護に関すること
- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関すること
- オ 施設及び設備の応急の復旧に関すること
- カ 清掃、防疫、その他保健衛生に関すること
- キ 緊急輸送の確保に関すること
- ク その他災害の発生を防ぎよ又は拡大の防止のための措置に関すること
- ケ 関係機関との連絡及び業務の調整に関すること

#### (3) 災害復旧

- ア 各種復旧事業の推進に関すること
- イ 災害融資等に関すること

#### (4) 市各部における業務の大綱

市各部における業務別の担当部局は次のとおりである。

##### ア 予防計画

##### (ア) 市民相互が支えあうまちづくり

##### 1. 市民の防災行動力の向上

防災知識の普及

総務部、建築都市部、消防本部、  
教育委員会、健康福祉部、こども  
未来部

|                       |                                |
|-----------------------|--------------------------------|
| 自主防災活動の充実・強化          | 総務部、消防本部、各部                    |
| 2. 防災訓練               | 総務部、消防本部                       |
| 3. 要援護者対応             | 健康福祉部、人権文化部、こども未来部 各部          |
| 4. ボランティア環境の整備        | 総務部、健康福祉部、人権文化部                |
| <br>                  |                                |
| (イ) 災害に柔軟に対応するまちづくり   |                                |
| 1. 災害に強いまちの整備         |                                |
| 防災生活圏の形成              | 土木下水道部、建築都市部、総務部、各部            |
| 災害に強い都市構造の形成          | 建築都市部、土木下水道部、政策推進部             |
| 防災空間の整備・充実            | 土木下水道部、総務部、環境部                 |
| 建築物の安全対策              | 建築都市部、土木下水道部、教育委員会、各部          |
| 2. 都市基盤施設整備の推進        | 建築都市部、土木下水道部、環境部、消防本部          |
| 3. 土木構造物の耐震対策の推進      | 土木下水道部                         |
| 4. ライフライン施設の災害予防対策の推進 | 水道局、土木下水道部                     |
| 5. 水害予防対策の推進          | 土木下水道部、建築都市部、総務部               |
| 6. 地盤災害予防対策の推進        | 建築都市部、土木下水道部、総務部               |
| 7. 危険物等災害予防対策の推進      | 消防本部                           |
| <br>                  |                                |
| (ウ) 生命と暮らしを守るまちづくり    |                                |
| 1. 防災体制の整備            | 総務部、土木下水道部、消防本部、各部             |
| 2. 災害情報網の整備           | 総務部、政策推進部、市民生活部、消防本部、環境部、人権文化部 |
| 3. 火災予防対策の推進          | 消防本部、建築都市部                     |
| 4. 災害時医療体制の整備         | 市立豊中病院、健康福祉部、教育委員会、消防本部        |
| 5. 緊急輸送体制の整備          | 土木下水道部、総務部、消防本部                |
| 6. 避難体制の整備            | 総務部、土木下水道部、健康福祉部、各避難施設管理担当部    |
| 7. 非常用物資の確保及び備蓄       | 総務部、水道局、教育委員会、健康福祉部            |

- |                      |        |
|----------------------|--------|
| 8. 交通確保体制の整備         | 土木下水道部 |
| 9. 災害及び防災に関する調査研究    | 総務部、各部 |
| 10. 地震防災緊急事業5箇年計画の推進 | 各部     |

#### イ 災害応急対策

災害応急対策は、項目が多岐にわたるため、災害応急対策計画編の各項目ごとに、災害対策本部機構に基づく担当部を記載している。

なお、災害対策本部機構及び業務分担は、次の資料（付属資料）を参照。

資料：地震応急 - 2 豊中市災害対策本部機構図

資料：地震応急 - 3 災害対策本部業務分担

#### ウ 災害復旧

災害復旧は、各施設管理担当部が関係部局及び関係機関と連携して行う。

### 2 大阪府

#### (1) 池田土木事務所

ア 府所管公共土木施設の防災対策、水防活動に関すること

イ 特別警戒水位到達情報、水防警報等の伝達に関すること

ウ 公共土木施設被害状況の把握

エ 災害予防対策及び災害応急対策等に係る市及び関係機関との連絡調整に関する  
こと

#### (2) 豊中保健所

災害時における保健衛生活動に関すること

#### (3) 西大阪治水事務所

ア 府所管河川施設の防災対策、水防活動に関すること

イ 洪水予報、水防警報等の伝達に関すること

ウ 公共土木施設被害状況の把握

### 3 大阪府警察（豊中警察署、豊中南警察署）

(1) 災害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関すること

(2) 被災者の救出救助及び避難指示に関すること

(3) 交通規制・管制に関すること

(4) 広域応援等の要請・受入れに関すること

(5) 遺体の検視（検案）等の措置に関すること

(6) 犯罪の予防・取締り・その他治安の維持に関すること

(7) 災害資機材の整備に関すること

### 4 指定地方行政機関

(1) 国土交通省近畿地方整備局

(猪名川河川事務所、大阪国道事務所、大阪港湾・空港整備事務所)

- ア 直轄公共土木施設の整備と防災管理に関すること
- イ 応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること
- ウ 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること
- エ 指定河川の洪水予報及び水防警報の発表及び伝達に関すること
- オ 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関すること
- カ 直轄公共土木施設の二次災害の防止に関すること
- キ 直轄公共土木施設の復旧に関すること
- ク 空港の直轄土木施設の整備及び復旧に関すること

(2) 農林水産省近畿農政局大阪農政事務所地域第一課

- ア 応急食糧(米穀)及び乾パンの備蓄に関すること
- イ 災害時における主要食糧の需給調整(米穀の供給、緊急引渡し)に関すること

(3) 国土交通省大阪航空局

- ア 指定地域上空の飛行規制等の周知徹底に関すること
- イ 航空通信連絡情報及び航空管制の整備に関すること
- ウ 空港施設の応急点検体制の整備に関すること
- エ 災害時における航空機輸送の安全確保に関すること
- オ 遭難航空機の捜索及び救助活動に関すること

5 指定公共機関及び指定地方公共機関

(1) 西日本電信電話株式会社(大阪支店)

- ア 電気通信設備の整備と防災管理に関すること
- イ 応急復旧用通信施設の整備に関すること
- ウ 津波警報、気象警報の伝達に関すること
- エ 災害時における重要通信に関すること
- オ 災害関係電報・電話料金の減免に関すること
- カ 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関すること

(2) 西日本道路株式会社(関西支社)

- ア 管理道路の整備と防災管理に関すること
- イ 道路施設の応急点検体制の整備に関すること
- ウ 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること
- エ 被災道路の復旧事業の推進に関すること

(3) 阪神高速道路株式会社

- ア 管理道路の整備と防災管理に関すること
- イ 道路施設の応急点検体制の整備に関すること
- ウ 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること
- エ 被災道路の復旧事業の推進に関すること

- (4) 日本通運株式会社（大阪支店）
  - ア 緊急輸送体制の整備に関する事
  - イ 災害時における救助物資、避難者等の緊急輸送の協力に関する事
  - ウ 復旧資材等の輸送及び保管の協力に関する事
  
- (5) 関西電力株式会社
  - ア 電力施設の整備と防災管理に関する事
  - イ 災害時における電力の供給確保体制の整備に関する事
  - ウ 災害時における電力の供給確保に関する事
  - エ 被災電力施設の復旧事業の推進に関する事
  
- (6) 大阪ガス株式会社
  - ア ガス供給施設の整備と防災管理に関する事
  - イ 災害時におけるガスによる二次災害防止に関する事
  - ウ 災害時におけるガスの供給確保に関する事
  - エ 被災ガス施設の復旧事業の推進に関する事
  
- (7) 地方鉄道及び乗合旅客自動車運送事業者（阪急電鉄株式会社、阪急バス株式会社）
  - ア 鉄道施設の防災管理に関する事
  - イ 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関する事
  - ウ 災害時における緊急輸送体制の整備に関する事
  - エ 災害時における鉄道通信施設の利用に関する事
  - オ 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関する事
  
- (8) 淀川右岸水防事務組合
  - ア 組合管轄区域の水防に関する事
  - イ 水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する事
  - ウ 水防団員の教育及び訓練に関する事
  
- 6 自衛隊（陸上自衛隊第36普通科連隊）
  - ア 地域防災計画に係る訓練の参加協力に関する事
  - イ 府・市その他防災関係機関が実施する災害応急対策の支援、協力に関する事
  
- 7 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者
  - (1) 社団法人豊中市医師会、社団法人豊中市歯科医師会
    - ア 災害時における医療救護の活動に関する事
    - イ 負傷者に対する医療活動に関する事
  - (2) 社団法人豊中市薬剤師会
    - ア 災害時における医療救護の活動に関する事

イ 災害時における医薬品の確保に関すること

(3) 北大阪急行電鉄株式会社、大阪高速鉄道株式会社

ア 鉄道施設の防災管理に関すること

イ 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること

ウ 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること

エ 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること

オ 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること

(4) 豊中・池田ケーブルネット株式会社

ア 防災知識の普及等に関すること

イ 防災情報の放送等に関すること

ウ 被害放送施設の復旧事業の推進に関すること

(5) 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者

各々の所掌事務についての対策に関すること